

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年8月23日から2013年9月23日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年8月23日から2013年9月23日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年8月23日から2013年9月23日までの主な行政情報	… 4
	2013年8月23日から2013年9月23日までの主な裁判情報	… 7
	2013年8月23日から2013年9月23日までの主なニュース	…7

「環境法政策を読む」家電リサイクル制度の見直し 2

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG

中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会

第24回合同会合

家電リサイクル制度の評価・検討が進められており、関係者からのヒアリングを一通り終えて、10月から論点の論議に入り、年内を目途にとりまとめを予定している。7月31日23回には、鹿児島県、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本冷凍空調工業会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本電気工業会、9月10日24回には、岐阜市、さいたま市、主婦連合会からヒアリングが実施された。

□ 家電リサイクル制度に関するヒアリングにおける要望・意見のポイント

○自治体（鹿児島県、岐阜市、さいたま市）

1. 「離島対策事業協力」の継続
2. 「離島対策事業協力」の改善
3. 指定引取場所の増加（離島地域への設置）
4. 家電リサイクル料金の前払い制度の導入（収集運搬料も含める）
5. 対象品目の追加（電動マッサージチェアなど処理困難であり、不適正処理の懸念がある品目）
6. 義務外品を義務品に
7. リサイクル料金の低減化と料金算出根拠の公表
8. 不法投棄対策支援策等の手続きの簡素化と対象期間の拡大
9. 不法投棄された対象品目の回収ルートの構築（自治体負担をなくす）
10. 不法投棄防止対策の充実
11. 利用者が理解しやすく、一律のサービスを受けられるように
12. 地方自治体の意見を反映できる場を作るように

「環境法政策を読む」家電リサイクル制度の見直し 2

○製造事業者（(財)家電製品協会、(社)日本冷凍空調工業会、(社)電子情報技術産業協会、(社)日本電気工業会）

1. 「見えないフロー」（廃棄物処理法下での処理）の実態把握と情報提供、不適正処理の是正
2. リサイクル料金の徴収方法は、社会的コスト等を見極めるべき
3. リサイクル料金の徴収方法は、後払いを継続すべき
4. 見直しの方向性を定める議論に当たって、制度の十分な効果検証を行うように

○消費者団体（主婦連合会）

1. 小売店に引取り義務のない家電のアクセス簡素化と自治体の更なる協力（高齢化を迎え、玄関口での回収の要望が高まる）
2. 収集運搬システムの自治体の許可制度の見直し（広域化と取り締まりの強化）

◎前回 23 回での前払い方式についての質問に対する製造業者の回答要旨（(財)家電製品協会）

質問 1. 見えないフローに回る廃家電を減らし、家電リサイクル法下の正規ルートに回る量を増やすために、前払い方式に変更すべきではないか。

回答：見えないフローに回っているうち有償処理されていた分は、排出者にお金が払われるインセンティブが残るので、前払い方式が導入されても、正規ルートに戻ってくる可能性は小さい。

質問 2. 前払い方式のコストを考えると、自動車リサイクル制度のような方式やメーカー個別に資金を置いた方式について考えていただきたい。

回答：コストについては、現行方式と比較して前払い方式は、新たな項目（販売時の製品管理にかかるコスト、資金管理コスト）が発生するため、現行方式の方がローコストと考える。前払い方式に移行することにより、既製品の扱い、消費者の購入時の負担感、リサイクル料金の設定が困難、という新たな課題が発生する。

【委員からの主な意見】

○前払い制度を導入したとしても不法投棄がなくなるわけではないとしたら、その処理コストも含めて社会的コストの比較をするべき。

○現行後払い方式の継続かその他の方法を導入するかは、中立的な立場から（事務局による）メリット／デメリットを整理する必要がある。

■ 事業者における留意点

家電リサイクル法は施行から 12 年がたち、制度として定着してきたが、改めて今後の制度のあり方や改善点を検討する時期を迎えている。前払い制度への転換が求められる背景には、不法投棄を含めた不適正処理が疑われる見えないルートの存在がある。料金徴収方法のコスト比較だけでなく、不法投棄あるいは不適正な輸出を防止する手段としての費用対効果を検証する必要がある。事業者として、議論の方向性には廃棄物処理法にかかる部分が含まれることにも留意が必要である。